

第 17 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損 害 賠 償 の 額	和 解 事 項
令和2年1月27日 菊池郡菊陽町戸次地 内（小型機総合航空 基地内） ゲート転倒	熊本国際空港 株式会社	4, 5 4 3, 0 0 0 円	当事者双方は、 今後本件に関して、 裁判上又は裁判外 において一切の異 議及び請求の申立 てをしないこと。